

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第百十五号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和二十九年四月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の表中「奈良県食肉流通センター」を「奈良県食肉センター」に改める。

投	病歴	産地	特徴	年齢	性別	品種	種類	番号

第十号様式（その一）中

薬歴	※申請番号

を

番号	種類	性別	品種	年齢	出生の年月日	特徴	産地	個体識別番号

※病歴・投薬歴	※申請番号

徴	産	地

を

種類	性別	品種	年齢	出生の 年月日	特徴	産地	個 体 識 別 番 号

に改め、同様式（その二）の注中2を4とし、1の次に次のように

病歴	投薬歴

加える。

- 2 牛にあつては、年齢に代えて月齢を記入してください。
- 3 出生の年月日及び個体識別番号は、牛の場合のみ記入してください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前のと畜場法施行細則の規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。